

(参考2) 本件申請の概要

1. 有毒ガス濃度評価

緊急時制御室の運転員の吸気中の有毒ガス濃度を評価するため、「有毒ガス防護に係る影響評価ガイド」を参照し、対象発生源の特定に係る評価を実施し、固定源及び可動源を特定※。

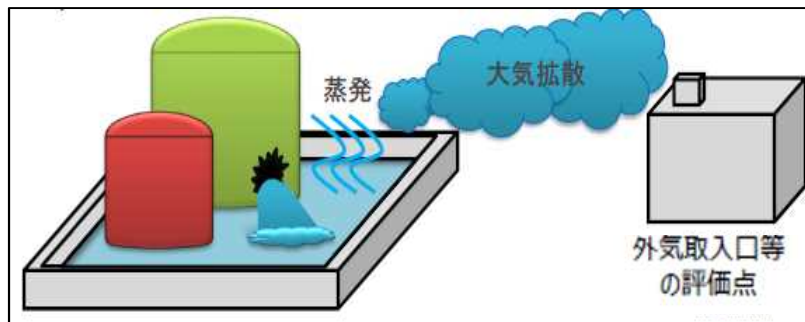
※ 本件申請で特定した固定源及び可動源は、既許可（令和2年1月29日）と差異はない。



出典：「有毒ガス防護に係る影響評価ガイド」から抜粋

2. 固定源からの有毒ガスに対する防護措置

固定源からの有毒ガスに対しては、大型航空機の衝突が発生した場合に限らずに、防護具の着用や防液堤等の防護措置を講じることで、緊急時制御室の運転員の吸気中の有毒ガス濃度が判断基準値を下回る設計とする。



出典：第693回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合資料3-1-1 (<http://www.nsr.go.jp/data/000264452.pdf>)から抜粋、一部加工

3. 可動源からの有毒ガスに対する防護措置

可動源からの有毒ガスに対しては、可動源に立会人を随伴させ、有毒ガスの発生を発見した場合における、緊急時制御室の運転員への連絡、換気設備の隔離、防護具の着用等の対策を整備する。

4. 予期せぬ有毒ガスに対する防護措置

予期せぬ有毒ガスに対しては、防護具の着用手順等を整備する。